

令和 4 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

＜ 鎌倉地域－南地区 ＞

日 時	令和 4 年 7 月 25 日 (月) 午後 2 時～ 4 時
場 所	鎌倉市役所 全員協議会室
出 席 者	自治会・町内会代表 13名 鎌倉市 7名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明..... P. 1 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告..... P. 15 ① 自治会・町内会活動の今後の対応について ② 旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 P. 19 ① 庭木の道路上への張り出しについて ② ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして ③ 旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件 ④ 高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望 ⑤ 青少年指導員等候補者の推薦について ⑥ 道路の注意書について ⑦ 防犯灯管理の自治会から鎌倉市の移管について ⑧ 小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

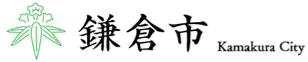
	団 体 名	氏 名	備 考
1	名越自治会	鈴木 孝	会長
2	大町四丁目自治会	中村 敏夫	会長
3	大町五丁目自治会	山田 光利	会長
4	辻町自治会	渡辺 寿	会長
5	松葉町内会	高野 博	会長
6	乱橋自治会	小野 健次郎	会長
7	東水会自治会	菅野 哲央	会長
8	上河原自治会	足立 良作	会長
9	材木座中央自治会	西澤 俊明	会長
10	材木座宮仲自治会	高山 一朗	会長
11	鎌倉地区自治組織連合会 (芝原自治会)	渡辺 英昭	会長 (会長)
12	仲島町自治会	鈴木 幸夫	会長
13	神明町自治会	三輪 祐弘	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	内海 正彦	
4	こどもみらい部長	藤林 聖治	
5	環境部長	能條 裕子	
6	まちづくり計画部長	林 浩一	
7	都市整備部長	森 明彦	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



令和4年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

○屋外・屋内でのマスク着用について

【屋外】		距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし	マスク必要なし	マスク必要なし
		公園での散歩やランニング、サイクリングなど	徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

目安 2m 以上

【屋内】		距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨 目安2m以上 ※十分な換気などの対策が実施されている場合は外すことも可	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨	マスク着用推奨
		駅構内やスーパー、図書館での読書、技術鑑賞	

通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

1

共生社会の実現に向けて

取組① 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例 制定

背景) 多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、「生きにくさ」や「居心地の悪さ」を感じる人がいる。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

すべての人が、お互いを尊重し合い、
支え合い、多様性を認め、
自らが望む形で社会との関わりを持ち、
生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざす条例

平成31年4月施行

2

共生社会の実現に向けて

取組② くらしと福祉の相談窓口の開設

- 背景) 1.どこに相談へ行けばいいのかわからない。
2.自分のことをうまく伝えられないかも。
3.福祉の相談と生活の相談はわけにくい。



窓口開設後
相談件数
約3倍！！

3

共生社会の実現に向けて

取組からみえた新たな問題

- ・複数の課や機関と連携して対応する必要のある複合的な課題
- ・世帯の困りごとに丸ごと対応する包括的な支援体制の必要性
→8050問題、ダブルケア・ヤングケアラー等

4

共生社会の実現に向けて

問題解決のため、「包括的支援体制」を推進

- ・ 分野を問わない相談対応
- ・ 多機関・多分野によるチームでの対応

高齢者のよろず相談を中心に対応してきた身近な地域の**地域包括支援センター**、生活困窮者に対応してきた**インクル相談室鎌倉**などで、分野を問わず**ご本人以外の家族の困りごと**もお伺いします

お話を受け止めた上で、適した場所に今まで以上におつなぎできるよう、バックアップ体制を整えています

5

共生社会の実現に向けて

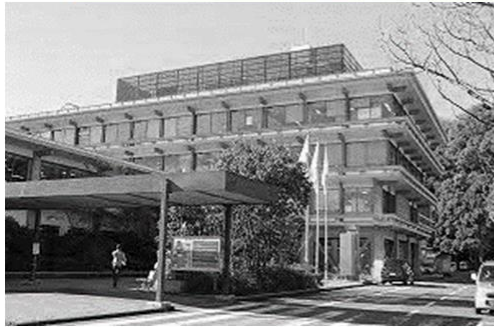
今後の取組

- ・ (仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例の制定
- ・ さまざまな分野の担い手が連携して地域活動を展開する場づくり (地域共生プラットフォームの構築等)



6

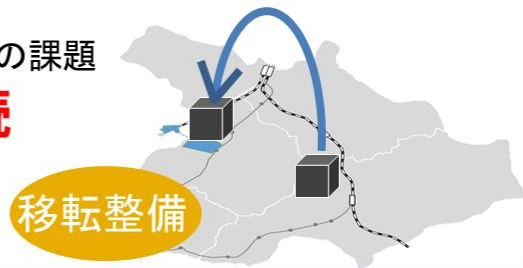
本庁舎の抱える課題



築53年 本庁舎
建物・設備の老朽化、バリアフリー等の課題
さらに**災害時の業務継続**



熊本地震の被災庁舎



新庁舎整備と本市の抱える課題解決 + 価値創造

新庁舎



大船消防署
複合化



深沢出張所
複合化



深沢行政センター
複合化




新駅

価値創造

市庁舎現在地

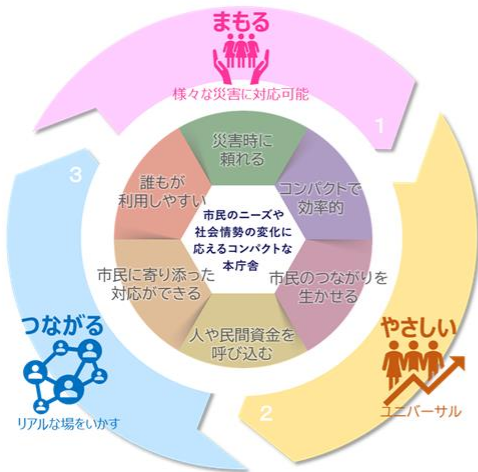
中央図書館
老朽化

鎌倉学習センター
借地料

相談
+ . + α
窓口

新庁舎等整備基本計画(素案)

基本理念 (ビジョン) と基本計画の3つのポイント



1 まもる ~災害に強くなります~

- 耐震性能を備える
大地震発生時も災害対応拠点として機能!
- オンラインでの業務体制を備える
様々な災害発生時も業務継続可能!
- 受援力を備える
自衛隊、支援物資などの大規模な受入れ可能!
- エネルギー・給水を備える
ライフライン途絶でも概ね3日間自走可能!

2 やさしい ~サービスの提供方法が変わります~

- 全ての手続き・相談が原則オンライン可能
自宅等からスマホで簡単!
- 対面型の窓口も設置
オンラインが苦手な人も安心!
- ワンストップ・サービスの導入
一か所で全て完結!
- 予約制も導入
待ち時間短縮!

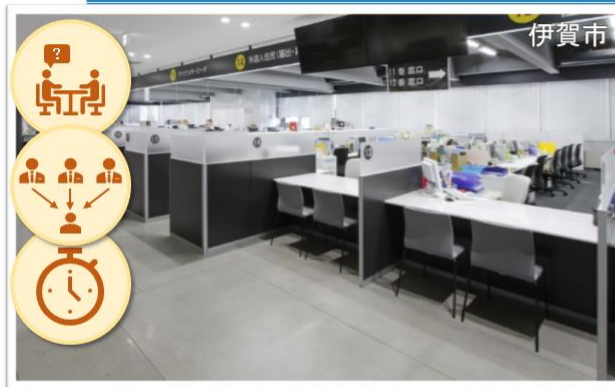
3 つながる ~市民活動スペースが充実します~

- 深沢図書館・学習センターの複合化!
- カフェ等のほかフリースペースを導入!
- まちづくり情報などを発信!
- 市民活動・市民交流スペースを大幅拡充!

9

新庁舎等の整備について

新しい市役所が目指すサービス



伊賀市



対面で寄り添う
ワンストップ
丁寧な相談
一人ひとりのニーズに対応

さらに手軽に
スマートフォンで簡単
忙しくても便利
夜でも休日でも可能



出典(左画像): (株)オカムラHP

10

新庁舎等整備基本計画(素案)

1～3階の構成：モデルプラン等

災害に強くなります 3階

サービスの提供方法が変わります 2階

市民活動スペースが充実します 1階

モデルプランの各階構成イメージ

施設規模

約**24,300㎡**

新庁舎	約20,000㎡
消防	約3,000㎡
図書館・学習センター	約1,300㎡

✓基本構想時(25,000㎡)よりもコンパクトに

施設整備費

約**170億円(税込)**

※工事、外構、調査・設計、備品、移転費用

事業手法

基本設計先行型
官民連携手法
(維持管理を含む設計施工一括発注等)

市庁舎現在地利活用基本構想(素案)

基本理念 (ビジョン)

支え合いを大切にすまちに

安心できる行政窓口機能

歴史文化の発信

ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら” (文庫)

知識を万人に“ひらく”
多様な交流を“むすぶ”
まちや社会にいきる知恵を共創する拠点

鎌倉の情報発信

地域への参加・貢献

市庁舎現在地地利活用基本構想(素案)

市庁舎現在地の利活用のイメージ

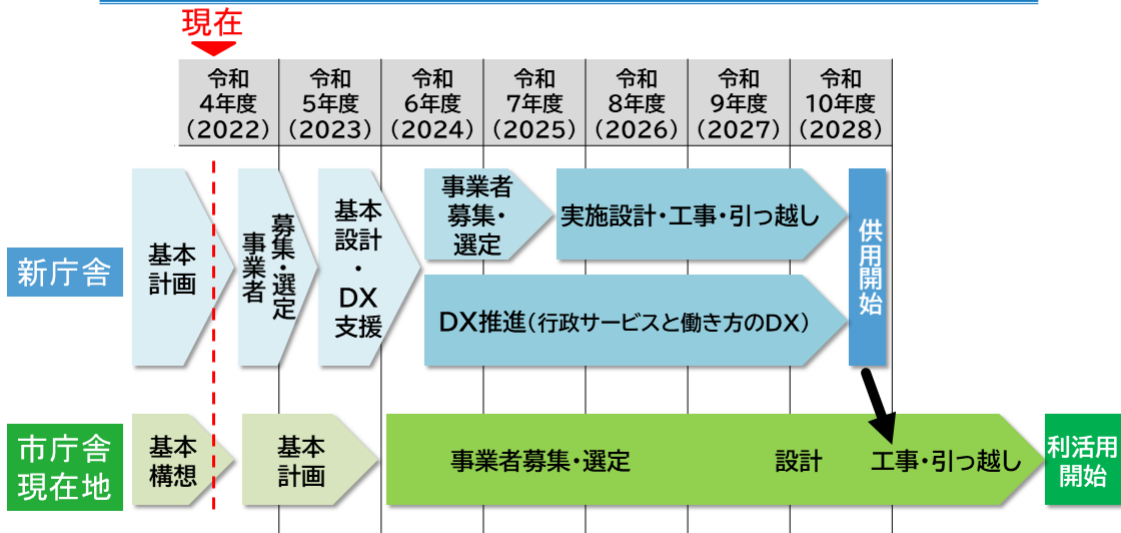


※ 画像は全て参考例(他自治体事例)です。

出典 (左上):おひさまテラス”おひさまテラスとは”千葉県旭市の多世代交流施設”おひさまテラス” 旭市多世代交流施設おひさまテラス. <https://ohisama-terrace.jp/about/>(参照2022-06-16) (左下-右下):豊島区”公園案内 | 南池袋公園” 豊島区 2022-05-16. <https://www.city.toshima.lg.jp/040/shisetsu/koen/026.html>(参照2022-06-16) (右上):大宮図書館”フロアマップ | 大宮図書館” 大宮図書館. <http://www.omiya-library.jp/floor/>(参照2022-06-16) 13

新庁舎等の整備と市庁舎現在地の利活用

今後の進め方



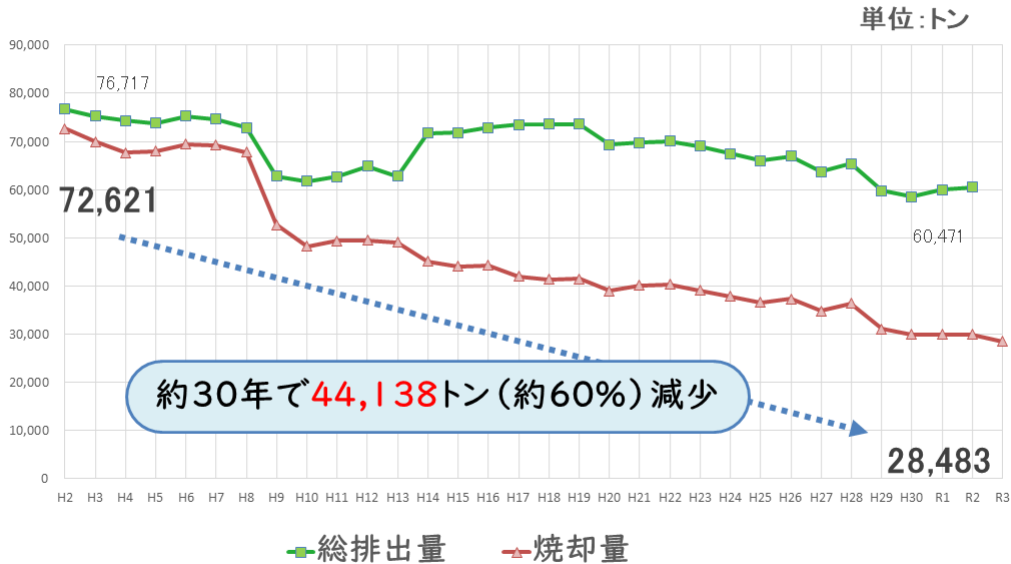
廃棄物政策の基本理念

「ゼロ・ウェイストかまくら」

市民、事業者、市が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします

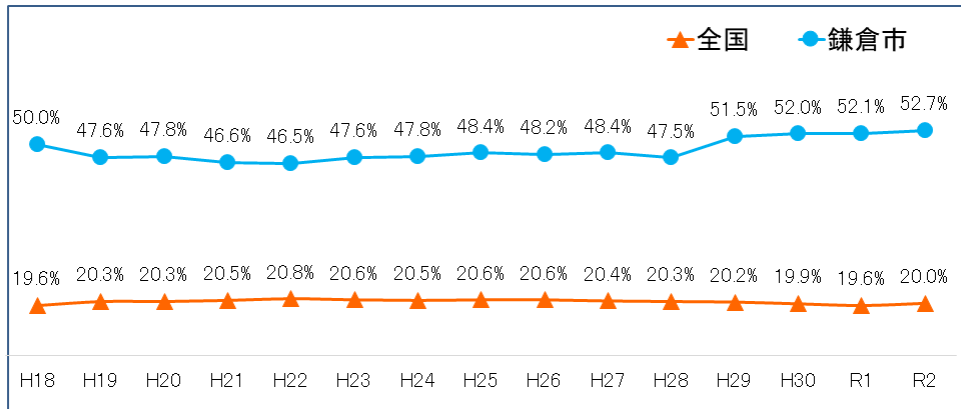
15

廃棄物の発生量と焼却量



16

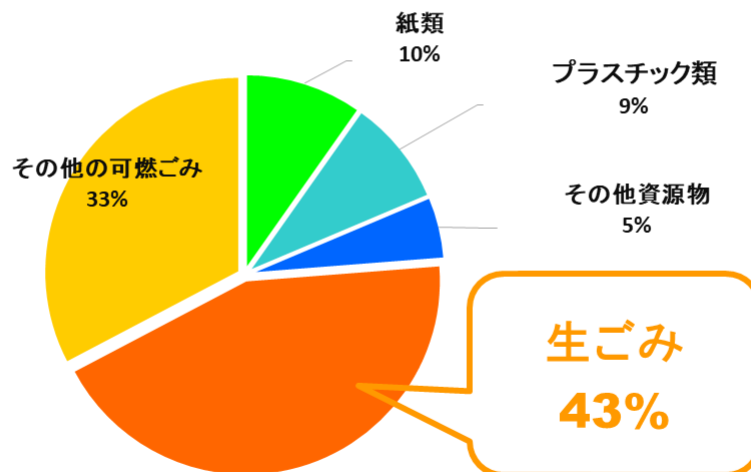
リサイクル率の推移



鎌倉市のリサイクル率 (人口10万人以上50万人未満の市)	H26年度～H28年度	全国3位
全国2位 東京都小金井市 (46.0%)	H29年度	全国2位
全国3位 岡山県倉敷市 (44.3%)	H30年度～令和2年度	全国1位

家庭から出る燃やすごみの中身

令和3年度家庭系ごみ質組成調査(湿重量ベース)



今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)想定

燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

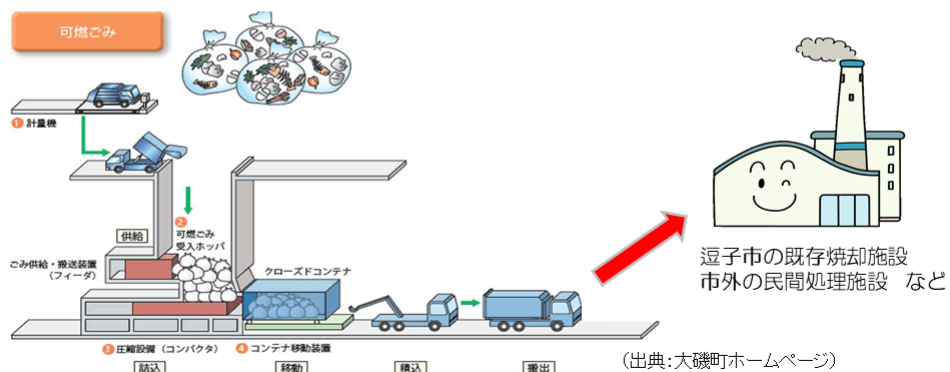
19

方針を実現するための施策～燃やすごみ1万トン達成に向けて～

- 新たな資源化(事業系ごみ・家庭系生ごみ・使用済み紙おむつ)の実施
- 中継施設を整備し、広域連携によるごみ処理体制を構築

【中継施設の整備】

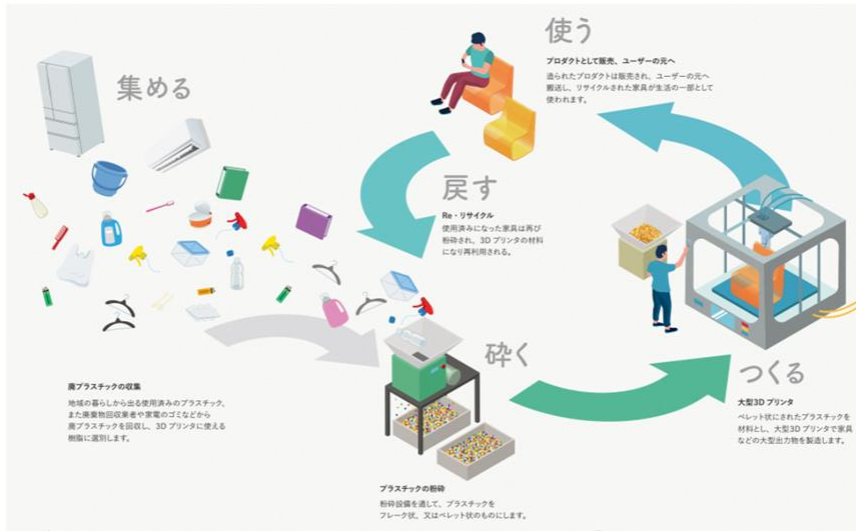
- 燃やすごみを逗子市焼却施設や民間処理施設に効率良く運搬
- 名越クリーンセンター稼働停止後の跡地に整備予定



20

産官学民が連携した取組

「ごみを、資源に。資源を、まちの資産に。」を目指して



21

今ではこんなものをつくることができます



遊具・兼・ベンチ

企画：慶應義塾大学
 3Dプリント：エス.ラボ(株)
 デザイン：積彩



バランスボールチェア

企画：慶應義塾大学
 株式会社オカムラ



防災用シューズ

企画：慶應義塾大学
 株式会社ORPHE



22

戸別収集の実施検討について

- 戸別収集は、ごみの減量のみならず、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、クリーンステーション管理に係る市民負担の軽減に寄与することが期待される
- 過去に全市実施に至らなかった経過や他自治体の状況を踏まえ、効率的な収集方法や経費の抑制策の整理を行い、実施に向けた具体的な検討を進める



ご清聴ありがとうございました

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

質疑なし

第 2 部

地域の懸案事項に関する報告

04 鎌倉南 2-1	自治会・町内会活動の今後の対応について
04 鎌倉南 2-2	旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉南2-1
テ ー マ	自治会・町内会活動の今後の対応について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

令和3年度（2021年度）は「自治会・町内会運営のためのハンドブック」を改訂し、自治会町内会の規模に合わせた組織形態の事例や、創意工夫して活動されている自治会町内会の事例を新たに掲載しました。また、マンションでのコミュニティ活動の参考としていただくため「マンション自治会・町内会運営のためのハンドブック」を別冊として新たに作成いたしました。自治会町内会の運営を担われている方々にぜひご活用いただきたいと思いますと考えております。

今後も、自治会町内会の課題の把握や先進的な取り組みの情報収集を引き続き行い、自治会町内会活動の負担軽減につながる工夫を検討してまいります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉南 2-2
テ ー マ	旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等

旧材木座保育園は、「鎌倉市公共施設再編計画」や「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」において、施設の集約化や廃止等によって生じた有休・余剰資産を利活用することにより、財源を確保し、公共施設の更新にかかるコストを削減するとともに、次の世代に過大な負担を残さないことを目指していることから、売却、定期借地等の検討を進める方針としております。

現在、「休日・夜間急患診療所」として鎌倉医師会及び材木座公会堂の改修に伴う備品類倉庫として材木座自治連合会へ貸付しそれぞれ暫定利用されていますが、貸付期間終了後についても当該方針を踏まえた検討を進めてまいります。一方、市民の意見等も聞きながら慎重に行うことが必要であるともとらえており、用地の利活用の検討に合わせて、津波避難のための用地利用の可能性についても検討してまいります。

添付資料

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

①自治会・町内会活動の今後の対応について

②旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

鎌倉市公共施設再編計画ですけれども、いわゆる遊休の公共用地について処分していきましようということで、前も言ったと思うのですが、むしろ遅きに失したような形で計画が作られたなど。絶対必要なことはよく分かるのですが、公共施設全体を対象とするのは当然だとしても、遊休の土地、例えば地域要望がある材木座保育園のようなところは、扱いを保留にするとか。一律の扱いというのは疑問に感じています。検討から外すということではないです。市長が計画に縛られることなくやっていきますということで非常に安心しましたが、計画だからということではなくて、地域要望があるものについては、行政としても真摯に対応していただきたいという要望です。

<松尾市長>

あまり期待を持たせてしまい過ぎるような話ができないところもありますが、ただ、ご指摘のように、地域の方々のこうした津波に対する対応というところについては、引き続きご要望としていただいているところもありますし、その可能性について協議をしていくことが重要だと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

第 3 部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 鎌倉南 3 - 1	庭木の道路上への張り出しについて
04 鎌倉南 3 - 2	ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして
04 鎌倉南 3 - 3	旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件
04 鎌倉南 3 - 4	高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望
04 鎌倉南 3 - 5	青少年指導員等候補者の推薦について
04 鎌倉南 3 - 6	道路の注意書について
04 鎌倉南 3 - 7	防犯灯管理の自治会から鎌倉市の移管について
04 鎌倉南 3 - 8	小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-1
テーマ	庭木の道路上への張り出しについて
内容詳細	よく見る光景ですが、道路及び歩道まで枝葉が伸び、道幅を狭くし、歩行の妨げになり、かつ交通安全上非常に問題があります。ご近所の手前、躊躇しているのが現状です。（町内の声） そこで、公共の立場から、歩行安全上及び交通安全上問題あり、ということで伐採を強力に促す様、お願いしたい。
担当部課	都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等

民有地内の樹木が鎌倉市道に越境し交通の支障になっていることを確認した場合は、道路管理者である鎌倉市から土地所有者に対して、直接または書面にて自己所有地の樹木等の適正な管理を促す対応を行っています。

その際には、所有されている土地が適正に管理されていないことが原因で事故が起きた場合は、土地の所有者又は管理者の責任が問われることがあることを伝えることで、伐採を促しています。

民地から市道への越境樹木について、御近所の方が直接お声がけをすることは難しいことと思いますので、民地内からの樹木が交通の支障になっているような状況を確認されましたら、鎌倉市道水路管理課へご連絡をいただきたく思います。

添付資料

第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

①庭木の道路上への張り出しについて

<大町五丁目自治会 山田会長>

該当するお宅へ市の方が行って、お話をし、そして何とか剪定してもらいたいという願いはしているのかと思いますけれど、それがなかなか我々には見えていない部分があります。そういうのを継続してやっていただければ、どんどんよくなっていくはずなのですが、普段道を歩いていると、ああ、ここもまた木がすごく茂っているとか、庭から出た植物が道を狭くしているというのが、これは皆さんもこういう光景を見ておられるのではないかと思います。自治会でそれを注意してくれないかという住民の話もありますが、中々難しい面がある。お隣近所でちょっと注意してもらったらどうかという話も我々の会議の中には出ているのですが、それもやはりお互い気まずくなってしまうようなことがあるのではないかということで、躊躇をしているということなんですね。

そこでどうするのか、これは適切かどうか分かりませんが、例として三つぐらいあがってきています。

一つは、剪定をしてほしいという内容のチラシのポスティングです。それを自治会の方がポスティングするというのも、我々一緒に生活している者として言いづらいところがあります。そこで、これは非常に難しい話かと思いますが、場所はお教えしますので、市の職員の方にそれをお願いできないかという話が、我々の役員から出ております。

もう一つは、各地域でこういうことが起こっているのではないかという想定のもとに、キャンペーンを市のほうで行ったらどうかという話です。毎月というわけにはいかないかもしれませんが、広報にきちんとそういうのをうたって、庭木の剪定ができていないところは、交通の妨げになって、人身事故につながりかねないというような注意を促すということができないか。

そしてもう一つは、何か事故が起きれば交通災害につながるわけで、防災にも通ずることですので、防災無線を使えないかということです。防災無線で月に1回でも、こういった内容を流したらどうかという話も出てきております。何か我々の申し上げたもの、また、市役所のほうで何か考えているようなもの、そういうものがあれば、何が一番いいのかということで、実行したらどうかということです。紙を入れただけでは、中々実施してくれないお宅があります。

それから、やはり剪定をするということになるとお金のかかることですので、特に若い人のところは自分でやることはできるかと思いますが、お年寄りだとなかなかできないですね。お年寄りのところにつきましては、経済面で非常に問題があるならば補助金を出しますとか。シルバー人材センターをうまく活用させていただいて、格安でできるようにするとか、何かそういうような、経済面でも補助できるようなことができれば、皆さんも積極的に剪定をしてくれるかもしれません。何かいい工夫を考えていただきたいということで、この懇談会でテーマとして出させていただきました。

我々五丁目のほうも、名越のクリーンセンター問題だとか、名越坂踏切の線路に横須賀線が止まってしまったときに、にっちもさっちもいなくなってしまうと、緊急自動車も通れませんが、人為的な問題が起

きてしまうというような課題もあります。それから、山を背負っておりますので、崖崩れの問題もあります。いろいろ課題を持っておりますけれども、小さいことから一つずつやっていただければなど。

これは一つの人災といいますか、交通災害につながる可能性がある。特に注意していただきたいのは、歩道に出ている木で少し背の高いもの。普段は下を通りますが、雨のときに傘を出すとぶつかってしまい、仕方がないからそこで傘を縮めるということもあるし、出っ張っていると、歩道から少しはみ出して歩かなければならない。そこへ車が来たらどうするのかというような、よく注意して見るといろいろ課題があります。小学生の通学路でもそういった場所があります。

今までは我々が市に意見を申し上げてもなかなか回答が返ってこないというようなこともありましたけれど、最近では、あの話はどうなりましたかとか、ちょっと一緒にまた考えてみましょうというように市から積極的にその話を持ち出してきてくれるようなことがありまして、過去にあったことについての話が来るようになりました。そういう面では非常にありがたいと思うし、課題はたくさんありますけれども、一つ一つ解決していくためには、やはり市の方とパイプを持ちながらやっていかなければいけないんだなということを感じております。

<松尾市長>

ありがとうございます。まちの中を隅々まで色々と会長が見ていただいて、様々な危険箇所をチェックされているということだと思います。ご指摘のような通行に支障があるというようなところにつきましては、行政のほうでしっかりと直接働きかけするというのが一番有効だと思いますので、そういう形で対応してもらいたいと思います。ぜひ具体的な場所等をご連絡いただければと思っております。道水路管理課のほうで対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

<大町五丁目自治会 山田会長>

防災無線などを使うことは、検討できませんか。

<松尾市長>

広報かまくらでの定期的な掲載は行っているところですが、防災無線で流してほしいということにつきましては、色々な面でご要望は多くいただいております。市としては、命に関わる、緊急性がある内容に絞った形で防災無線は使うというルールで今は運営させていただいております。そこはご理解いただければと思っております。

<東水会自治会 菅野会長>

今のお話、東水会でもありました。すごく庭がぼうぼうで刈ってくれないと電線が切れてしまうという話が周りの方からあって、お話をしに行ったのですが、お年寄りの方で、お一人で住んでいらっしゃる。ピンポンしても出ないし、電話をかけても出なくて、回覧板や何かのときだけはポスティングしておくを取ってくれているらしくて、生活していらっしゃるって分かるのですが、全然コミュニケーションがとれなくて

ですね。あるとき夏の暑い日に、コミュニケーションが取れない中で、もしかして中で大変なことになっていたら困るのではないかということで、警察署の方と連携して、おまわりさんに入っていたことがあります。そうしたら普通に生活していらっしやって、すごい気が動転して出ていらっしやって、何をやっているんだあなたたちは、という感じになったんですけれども。ただ、我々としては、周りですごく気にしているわけですね。もし、酷暑の中でお亡くなりになっていたりしたら、これは一大事だと思って色々やったけれど全然駄目で、仕方がないからおまわりさんに頼んだわけです。ただ、その方が言っていたのは、刈らなかつたらあなたたちがお金を出すのであればやるよ、と言うわけですね。

結局、問題はお金なのだとは私思うんです。人によって状況は変わるとは思いますが、お金を出して、全部出してあげるとか、そういう話がひとつとびに行っても仕方がないと思うんですけれども。

私は、草刈などをやる時は割と元気な人は手伝ってもいいのではないかと自治会内では話しています。ただ、話をしていると、高いところやスズメバチの巣など、プロがいなくてできないことがあります。素人だけでやっていると事故があっても困るということで、尻込みされてしまうようなところがあります。なので、難しいところはプロにやっていただきつつ、刈った草とか枝をまとめたりだとか、低いところの処理だとか、そういうことは素人でもできると思うんですね、元気がある人だったら。そういう人に、あそこのぼうぼうで有名なうちの草刈りこれからみんなでやりますよ大会みたいなのをやって、危ないところは市の方に来ていただくと。だけど、みんなも行って、ちょっと手伝いませんか、後でジュース出しますので、というような感じでやると、人は集まるんじゃないかと思うんです。

そういうのが結局、地域の交流にもつながって、空き家の対策であるとか、それから社会福祉で見守りをするに際しても、どこのどなたがどういう状況かというのは中々掴めないというのも、そういうところに出ていくことによって、独り暮らしの、もしかしたらご老人の方は、ちょっと見学に来るかもしれないとか、いろいろな生態系みたいなのがそこでできるんじゃないかと思っています。そういうことをやることによって、庭木の剪定もできる。それからお金の面でも助かる。周りの人はうれしい。当の本人もうれしい。地域のつながりができる。というような循環が私はつくれると思っております、そういう協力を自治会と市のほうでやれたらいいんじゃないかと思っています。

今、二つの自治会のお話だけですが、もしかしたらほかでも同じような問題を抱えていらっしやる自治会もあるかもしれないし、ほかの地域の自治会でもきっとあると思うんです。なので、一対一で処理するのではなく、道水路管理課と本庁とかで処理するのではなくて、そういう問題が鎌倉市の中でどのように起こっているのかというのを、ある程度テーブルに乗っけてみて、それを総合的に解決するためにはどうすればいいのだろうというのを、私は考えるべきだと思うんですね。

そのために、渡辺会長とかも先ほどおっしゃっていたような、市役所と自治会の間でもって、お互いにワーキンググループをつくって、ただ単に1年に1回のサイクルでやるのではなくて、1か月に1回ぐらいのサイクル、もっと細かくてもいいですけれども、どういう進行しているのか、どのようにやったらいいのか、意見を出し合って、トライ・アンド・エラーを、PDCAをきちんと回すことによって問題解決を図っていくというような試みが、私は必要だと思っています。それをやったらいいんじゃないかということ、去年もこの場でご説明させていただいたんですけれども、ぜひ実現させていただきたいです。そうしたら

私もできるだけは貢献させていただきたいと思っていますし、そういうことがやっぱり地域の活性化に役に立つ。

それから、自治会に頼むとものが解決するというように地域の人が見てくれるんだと思います。自治会に頼んでも何か動かないやとか、市に頼んでくれたみたいだけど中々動かないな、とかというようなことだと、自治会の存在意義って住民の人には分からないんですよ。頼んだら動いてくれる、頼んだら解決してくれるという存在に自治会がなることが、自治会の役員の成り手とか、そういうものや何かを確保することにもつながるし、市民の生活の満足度を上げることにも役立つということになると思うので、ぜひそういうワーキンググループをお願いしたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。この鎌倉南、材木座を中心とした地域の皆様は本当に熱心に地域の活動をしていただいて、また地域のことをよく見ていただいているというのは、毎年やっていて感じます。そういう意味では、こうした課題について、少し何か知恵をいただいたり、また一緒に活動したりというようなことをやっていくことができるかなと思っておりまして、そこはぜひやりたいなと思います。ほかの地域が悪いというわけではないのですが、会長様も1年で変わって、自治会もやりきれないといった地域が出てきているのも事実です。そういうところは中々お声がけしても難しいかもしれないと思う部分がございます、ただそれを言ってもなかなか始まらないので、できる地域からそうした何か新たな一歩というところを踏み出せばなと思います。

先ほど山田会長がおっしゃっていただいたような課題につきましては、行政主導でいくと、じゃあお金を出したくなければ全部行政にお願いすればやってくれるのか、といった話になると、中々これも難しいものですから、地域主体で、行政がそこに対してバックアップするというような体制ができれば、一ついい事例にもなるのかなと思いますので、引き続き、その検討ということで動ければと思います。

<東水会自治会 菅野会長>

ぜひ、ワーキンググループを発足していただけると嬉しいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-2
テーマ	ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして
内容詳細	<p>ゴミの回収業者が、2年ごと位に変わります。</p> <p>特に、ビン・カンの回収カゴの置き場所について、前任の業者から全く引き継ぎがなされていない。置くべき場所に置かれていない。今まで置いていない場所に置いていく。</p> <p>当方は事務所へ苦情の電話を入れたり、回収カゴを正しい場所へ置き直したりしています。</p>
担当部課	環境部ごみ減量対策課

議題に対する回答等	
<p>ごみ・資源物の収集運搬等業務については、複数の事業者で組織する組合に委託をしており、2年ごとに事業者を変更することはしていませんが、組合内で担当する収集作業員が変わる場合が想定されます。</p> <p>また、カン・ビン収集運搬等業務については、一般競争入札を行い、令和4年(2022年)4月から事業者を変更し、御要望にお応えすることができず申し訳ございませんでした。</p> <p>市といたしましては、5,000箇所以上あるクリーンステーションの個別の御要望に対し、きめ細かく対応していく必要があると判断し、カン・ビン収集運搬等業務の委託先を3月まで委託していた組合に変更いたしました。</p> <p>今後、クリーンステーションごとの実情をしっかりと掌握し、委託事業者や組合内の収集作業員に変更があった場合は、十分な引継ぎを行うよう徹底してまいります。</p>	
添付資料	

②ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして

<辻町自治会 渡辺会長>

数百か所くらいだろうなと思ったら、5,000か所もあるんですね。それで一々細かいことを言ったらきりがないとは実際問題思いますけれども、その担当の班長は、いつものところにカゴがないよということになってしまって、班長が駆けずり回ってどこに置いてあるかを探して、というのを1か月近くやったところがあるんですよね。それで私のところに、これを絶対に市役所に言ってほしいというような経緯があります。前の業者に戻ったということは問題ないと思いますけれども、業者を変えるときは、なるべく前の人の話を聞くようお願いしたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-3
テーマ	旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件
内容詳細	<p>市の津波ハザードマップでは、材木座地区は1丁目～6丁目までほぼ全域が浸水域となっている。旧材木座保育園跡地に近い芝原、上河原地域は高台にも遠く非難に時間を要する、避難困難地域である。又洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップでも浸水域となっている。</p> <p>材木座地区には公的避難施設が無い。旧材木座保育園跡地に材木座地区の災害を減らすための、公的避難施設の建設をすることを要望をします。</p>
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>材木座地区の災害を減らすため、旧材木座保育園跡地に公的避難施設を建設することについては、市民の意見等も聞きながら慎重に行うことが必要であるととらえており、用地の利活用の検討に合わせて、公的避難施設の建設の可能性について検討してまいります。</p>	
添付資料	

③旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件

<乱橋自治会 小野会長>

材木座保育園の跡地を避難施設として活用してほしいというのは、保育園が移転する話が出たときから、材木座自治連合会として市にずっと要望していました。材木座保育園があるところは、隣に医師会の医療センターがあります。あの地域は、津波に関して高台に避難するのに非常に遠いところという問題が一つあります。更に、鎌倉市の河川の洪水の地域にもなっています。それから更に、最近できた高潮ハザードマップでも、あそこは高潮が来ると被害があるところ。

そういう意味では、災害の三重苦というか、全部固まっているところなんです。津波の避難施設を造ってくださいというのは、3.11 が起きた後からずっと言っているところです。一昨年、台風19号だったと思いますが、避難の放送等でたくさんの方が避難したんですが、あの地域の人たちは、水に対する災害が起きたときには大変なことになる地域なので、すぐ避難をしたりする動きがあるわけです。あの場所に何らかの形で公的な避難施設をつくれれば、もっと変わってくるんじゃないかと思っています。

実は、台風19号のときに、材木座地域の人で第一小学校に避難した人がどの位いるのかを調べたことがありますが、すごい人数が避難していました。でも、台風が来るときに、そんなにたくさんの方があの場所から第一小学校まで行ったら、相当距離があり、避難するのは危険なんですよね。でも、避難を勧告されたりすると、逃げる場所もないわけなので、そういう意味からしても、津波だけじゃなくて、何らかの形で公的な避難施設をつくるというのは、絶対に有効だと思いますので。そういう公的な避難施設をつくるというのを、津波だけではなく、もうちょっと別の視点からも考えていただきたいと思います。

それから、テーマに掲げていなかった問題、もう一つ言っていていいでしょうか。やはり災害の話と津波の話とに関係することなのですが、6年ほど前に、材木座自治連合会として、鎌倉市というよりは松尾市長あてに、材木座の一番奥のほうにあります弁ヶ谷というところの旧市営住宅跡地を避難場所に指定しているわけですが、そこを売られることがないようにというので、あの場所を都市公園化してほしいと。公園になれば、売るというような話は行政としてもできない話になるはずなので、公園化について材木座自治連合会の会長名で市長あてにお願いという要望書を出してあります。

6年前なのですが、返事が来ていません。こういうのって困りますよね。これはできませんとか、やりますだとかということも含めて、きちんと自治連合会として要望書を出しているのに対して、返事を出さないというのが、ちょっと市長としてよろしくないのではないかと。正確に言いますと、平成28年の10月に、市長あてに、材木座自治連合会の会長名で、弁ヶ谷の旧市営住宅跡地を公園化してくださいと出しています。住民にアンケートを取りましたら、あそこに800名の方が手を挙げて、「私あそこに避難します」と言っているような場所ですので。今、返事をというわけではございませんが、きちんと結論を出していただきたいと思っています。

<松尾市長>

すみません、回答がないということで、改めまして、回答させていただきたいと思います。この6年間で、特に話合いの場もなかったということですね。弁ヶ谷のところについては、分かりました、それも含めて。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

当時、小磯副市長のときに、この都市公園化の要望に対して、回答がないのはどういうわけだろうということで、話し合いを持ったんですね。そのときに、小磯副市長のほうからは、いわゆる三大緑地を買ったために、一人当たりの公園面積はもう超えていますと。だから、何らか別の方法で、都市公園化じゃない方法で考えていきたいという話がありました。その後、都市計画課を窓口にして、材木座の防災の整備については話し合いをしましょうということになっていたのですが、コロナの関係で中断してしまっています。ですから、鎌倉市が無視したとは思っていないんですけれども、具体的な回答というのはないのが事実ですね。一応、窓口としてはつくってくれたというのが現状だろうと思います。

<松尾市長>

改めて、回答も含めて、戻りまして確認と話し合いをさせていただければと思います。よろしく願います。

《後日回答 まちづくり計画部 都市計画課》

旧市営住宅跡地の都市公園化につきましては、平成28年10月18日付けの材木座自治連合会からのご要望に対して、平成30年2月15日付け鎌管第3318号で「都市公園化は難しいものの材木座地区の津波避難対策の重要性は認識している」こと、「当該地の活用を慎重に検討するとともに、売却を進めるようなことがあれば事前に説明する」ことを回答させていただきました。

その後、平成30年度以降は都市計画課が全庁的な担当窓口となり、同会のご要望をうかがう中で、当該地については、行政財産にすることが目的である旨を要望として受けました。

平成30年度ふれあい地域懇談会（第3部）での同様の議題に対しては「鎌倉市公共施設再編計画、鎌倉市公的不動産利活用推進方針に基づき、売却等の検討を進めていく土地である」、「A用地（北東側）は、地元のご意見を伺いながら、活用の可能性を検討していきたいと考えている」、「B用地（北西側）は、今後、地域の防災まちづくりを研究する中で、地域の安全のために、この場所で何ができるのか検討していきたいと考えている」旨を回答しました。

令和元年5月24日開催の貴会会議にまちづくり計画部長、都市計画課長、公的不動産活用課担当課長が出席し、当該地の状況について「A用地（北東側）は山で、すぐの売却は難しい」、「B用地（北西側）は売却の予定だが買い手がつくまでの間、避難所として貸し出している」ことを説明し、仮に売却する場合には事前に貴会に説明する旨の説明をしました。

今後も材木座自治連合会からのご要望に対し、調整が図れるように努めてまいります。

<大町四丁目自治会 中村会長>

防災部長がみえているので、旧材木座の保育園の跡地に関して何かあれば、お願いしたいと思います。

<市民防災部 永野部長>

材木座地区、特に旧材木座保育園があった辺り、特に避難が難しいということは十分認識しているところでもあります。ただ一点、洪水や高潮については、気象面である程度予想ができる部分の災害だと考えております。それに比べて、地震もしくはそれに伴って発生するであろう津波については、あまり時間がない。避難するのに暇があまりないというような性格の違いが大きいのかなと思っています。

人間がつくる施設ですので、ある程度の想定をして避難施設をつくったとしても、限界がおのずとあるのであろうと考えておりますので、十分な時間を持って避難指示であるとか、そういう情報を発表したいと思っております。発表があった際にはできるだけ速やかに避難していただいて、避難所ができていところ、避難所を開けますよというところまで行っていただいた方が、きちんと避難ができていると考えています。地震が来ました、津波がすぐに来ます、高いところまで逃げてい暇がありませんというときには、津波避難ビルであるとか、高いところ、一番近いところまでここが一番高いのではないかとこのころに逃げるしかないかと思うのですけれども、そこに施設ができたから、そこに逃げればよいという感じではないのかなと認識しているところでもあります。今後、避難施設を整備していくというお話はしていきたいと考えておりますけれども、その辺もご認識いただいた上で議論できればと思っています。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

今の部長の答えを聞くと、決して嫌味な質問をするわけではないんだけど、今月の18日に海水浴場で避難訓練をやりましたよね。何て言っていたか知っていますか。「津波が来ます、注意してください」だけです。市の人は旗を振っていた。丘に上がってくださいという意味でしょう。その後どうするんですか。どこに行くんですか。あれ、訓練になりますか。単なる放送訓練でしょう。だから、今ほかの会長が言っているのは、ちゃんと避難する場所がないとまずいんじゃないんですかということを行っているわけです。用意してくださいよ。何のための訓練だったんですか。

<市民防災部 永野部長>

先日実施しました津波避難訓練は、海岸に上がってくださいというところまでの訓練でした。134号をこえて、もっと高いところまで実際には逃げていただかないと、津波想定高までは逃げられない、たどり着いていないというのが実際であります。訓練の中でそこまで実施ができるかどうかということになりますと、また色々と別の課題も生じてくるところがあります。きちんとこの高さまで逃げないと駄目ですよというところまでご案内して避難していただければ、訓練としては完璧なのかもしれないのですが、実際にやる中で、壁がいろいろあるというところでは、ある程度お話しさせていただいたところです。津波避難フラッグというのは、今年、赤と白のチェック柄のものを発表させていただきまして、実際に上げてみたところどの程度見えるのかということも確認しながら、今後、次回以降の避難訓練を改善できればと考えております。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

避難する場所がここですということを指示しなかったら、避難にならないでしょう。それはできっこない、だって用意していないんだから、鎌倉市が。だから放送で止まっているんですよ。住民の避難する場所すら用意できていないんですよ。そんな答えで、本当に住民の命、海水浴場に来た人の命、守れるんですか。

<市民防災部 永野部長>

津波が来れば、津波が来る可能性があるというところの情報を発信します。高いところにみんなで逃げてくださいと。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

高いところとは、具体的にはどこを言っていますか。

<東水会自治会 菅野会長>

海水浴客がいっぱい来ているじゃないですか。本当に地震があったときに、あの人たちを収容できるだけの避難のキャパシティというのがあるんですか。それがすごく疑問なんですよ、私も。

<市民防災部 永野部長>

避難所としてはございません。

<東水会自治会 菅野会長>

ないんだったら、やばいんじゃないですか。単純に。津波が来たら死ぬということですか、観光客に。不都合な真実というのは見ていないという話ですよ。不都合ですけど真実ですよ。それをどうするかを考えなかったら、本当に起きたときに、市の責任では済まないですよ。東京電力の話と同じですよ。地震来ない、津波来ないと言って、結局来ましたよね。そういうのをどうするんですかという話ですよ。小学校まで逃げられない人もいますよ、お年寄りとか。だから、もっと近くに欲しいから、あえてつけてほしいと言っているんですよ。それを小学校まで行ってくださいというのでは、水かけ論であって、全然解決策になっていないですよ。プラス観光客です。年間2,000万人だか1,000万人だか知りませんが、その観光客が来たときに、地震が来たときに、守れない観光客が入ってきているんだったら、そのままいいんですか。そういう話ですよ。これはもっと別途時間をいただくことにしているので、ちょっと弾みで言ってしまうんですけど、これは真面目に考えなくてはいけないと思います。

<仲島町自治会 鈴木会長>

今の問題に関連して、今コロナで中断している都市計画課とのまちづくりの打合せができていないので、そこと非常に関連していると思ってまして、具体的にどうしたらいいのかというので、以前に逃げ地図を

つくろうと。逃げ地図を皆さんでつくって、それで本当に逃げられるのかと。今、避難施設が指定されていますけども、そのマンションに本当に入れるのかとか、入れないマンションが多いと思うんですけども。そういうことでは今、小野さんが言われたような、そういう施設が必要になるんじゃないかという、結論のほうで言っているわけですけど、それを実証するためにも、関係者で逃げ地図をつくって、作業をして、やっぱり駄目だなと。そういうことを再度しないと、皆さんなかなか動けないと思います。それを共同で、菅野さんの言っているワーキンググループというのはいいい話だと思うのですが、そういうような形で実際に作業していかないと、と思います。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

市が、そのような放送の防災訓練をやるのであれば、具体的に、例えば由比ガ浜のほうだったら海浜公園まで行ってくださいとかを言わなきゃ駄目でしょう。ただ津波が来ますから注意しなさいと言われたって、何なのという話ですよ。あれで海水浴場の防災訓練をやりましたと言われたって、ピンと来るものがないですよ。だから、直ちに施設をつくれとか、そういうことではないですよ。総合防災課のスタンスとして、いつ災害アラートが来るか分からないんだから、やはりそれに備えた訓練をやるべきですよ。以前も放送訓練をやっていましたよ。でも、あれは注意喚起にはなるかもしれないけれど、具体性を持った避難訓練ではないですよ。拡声器を聞こえますかと言っているような話でしょう。

<大町四丁目自治会 中村会長>

高台にという言葉をよく使いますが、実際の現場は具体的にどこの建物の方へとか、そういうことを言ってあげないと、と思います。

<材木座中央自治会 西澤会長>

簡単に一つのお願いです。材木座の自治連合会と鎌倉市と、名越のクリーンセンターについて、確認書という名称で約束ごとを交わしております。その一つは、名越の焼却場を色々変えるときには、話し合いますよねというのが一つです。それから避難所。保育園の跡地ですね。そういったところの避難所についても、名越の焼却場のところは避難場所に指定はされていませんが、避難場所であると。この避難所についても、材木座自治連合会と協議、打合せをしていきたいと思いますというお約束をしています。お願いはここらなのですが、コロナ等の影響もあると思いますが、それに関する会議の開催など、なかなかコミュニケーションが取れなくなっておりますので、できましたらば、そういう会議を開くようにしていただきたいと。自治連合会のほうに一言言っていただければ、11の自治連合会、全部まとめることは可能ですので、あまりお手数をかけないで、そういう協議会を開いていただけたら大変ありがたいので、そのお願いです。よろしくお願いたします。

<松尾市長>

かしこまりました。ぜひ協議させていただきたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-4
テーマ	高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望
内容詳細	<p>高潮ハザードマップは昨年神奈川県より発表され市のHPにも掲載されているが印刷物として配布がされていない。(HPにアクセスするのが苦手な高齢者もいることから、命に係わるアイテムの市民への周知方法としては不十分である。)</p> <p>高潮ハザードマップを印刷物として沿岸地域に台風シーズン前に配布をすることを要望いたします。</p>
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>高潮ハザードマップは、令和3年5月28日神奈川県が高潮浸水想定区域等を指定したものを反映し、令和3年8月に鎌倉市ホームページ上に公開しています。ご指摘の紙媒体での提供については、作成作業を進めておりますが、部数が限られています。また現在、「鎌倉市防災情報ハンドブック」に高潮ハザードマップを掲載できるよう改訂を進めており、完成した際は全戸配布いたします。</p>	
添付資料	

④高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望
質疑なし

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-5
テーマ	青少年指導員等候補者の推薦について
内容詳細	<p>標記指導員や民生委員などの推薦依頼について、旧態依然としたやり方のまま、進化がないと感じています。委員が何をされていて、どう役に立っているのか、普段は見えないし、「青指」や書面の資料では、俄かには内容を理解するのは困難です。特に青少年指導員はイメージしにくく、実際の活動の様子が分かる video clip での紹介を提案しましたが、「こども未来部」の反応が鈍いのが気に懸かります。市としてのお考えをお聞かせください。</p>
担当部課	こどもみらい部 青少年課

議題に対する回答等	
<p>青少年指導員の活動内容につきましては、青少年指導員が作成した広報誌を自治町内会や子ども会に配布することで、地域への周知を図っております。この広報誌は、地域における青少年に対し、青少年指導員が実際に行った文化活動やレクリエーション活動の記録を掲載したものととなります。書面による周知のため、青少年指導員の活動内容に関する周知をより具体的にお届けできていないことは、青少年課、青少年指導員共に一つの課題として受け止めているところです。</p> <p>ご推薦をいただいている町内会長をはじめ、地域の皆様に、青少年指導員の活動内容をより一層ご理解いただけるよう、毎月開催される青少年指導員による会議にて、ご提案頂いた方法を含めた広報活動方法について、動画を用いる等改善に向けた協議をまいります。</p>	
添付資料	

⑤青少年指導員等候補者の推薦について

<東水会自治会 菅野会長>

情報を簡単に理解できるというのは、やっぱりビデオだと思うのですね。記憶の定着度というのは、映像の場合は文字の6倍、それから処理速度は6万倍という話があります。数字はさておいて、いずれにせよ、全然違うということですね、映像と文字とでは。文字だけで色々な冊子をもらっても、それを全部読んで頭の中でイメージ化して、理解して、それをさらに人に伝えるというのは、凄く労力がかかります。YouTubeに上がってれば、候補者に転送すれば済む話です。それから、候補者ではなくても普段から関心がある方が、それを見るだけで活動内容が分かって、じゃあ今度立候補しようかなと思う人ももしかしたらいるかもしれません。そういう意味で、ビデオをつくっていただくことによって、自治会のほうも楽になるし、受けるほうも覚悟しやすくなるというか、こんなことやっているのかと分かるようになる。あるいは、その中に報酬というようなものがあるのだとすれば、このような実入りもあるのだといったことも全部込みで判断できるので、そういう簡単にまとまった一つのビデオクリップがあれば活動がとてもしやすくなるし、我々の手間が省けるということなんですね。なので、ぜひそれをお願いしたいということです。

<神明町自治会 三輪会長>

青少年指導員の話が出ていますが、民生委員も同じです。前から、市役所の担当課へ行って話していますが、現在はなかなか候補者がいないんですよ。理由は明らかですね。リタイアした人でないとやるのは中々難しい。それから女性も、今は共稼ぎが盛んなので、中々難しい。私は民生委員の選出のために何軒も回りましたが、全部断られて駄目でした。そういう事情を市役所に話しても、全然理解しない。理解はしているんだろうけども、どうやっていくかという知恵は全くありません。この民生委員の制度は国から来ているものだと思うから、どうしようもないんですけどね。いつも、お宅の自治会ではないんですかと言われる。鎌倉市全体でも足りないわけでしょう。担当課でももう少し考えてほしいんです。いつも自治会に頼めば何とかかなると、もうそんな時代ではないです。そういうことを担当者自身が考えないといけないですね。いつ話に行っても同じ返事ですから。ぜひ、その辺を担当課にもよくお話ししてください。お願いします。

<松尾市長>

ふれあい地域懇談会のほかの地域でも、この課題というのはやはり出ています。鎌倉全体の問題でもあれば、日本中の問題でもあると受け止めるところです。また、おっしゃるように、色々な知恵を出しながら、何とか担い手を見つけていく必要があると思っています。現時点では、例えばほかの地域では、自治会や少し広いエリアを範囲とした人材バンクのような形でそういう方をそれぞれでストックしておく、といったことをやっている地域もございます。ただ、これも、その地域ごとのやり方というものもあるのかなとも思います。その辺り、今、青少年指導員のビデオクリップという話がありました。これは民生委員、児童委員にも使えるお話だと思いますので、そうした様々な手法というところをぜひ検討して、実現してまいりたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-6
テーマ	道路の注意書について
内容詳細	市内の細い道からバス通りに入る所に注意書が道路に書いてあるが古くなり見えなくなっている。新しく書き直してほしい。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
<p>市では、交通安全対策として公道で見通しの悪い交差点等に歩行者や自転車に対して急な飛び出しなどを行わないよう、路面シールを設置し注意喚起を行っています。</p> <p>ご意見の詳細につきましては、令和4年6月1日に上河原自治会会長と路面シールでの注意喚起の補修等のご要望であることを確認させていただきました。</p> <p>今後、現地を確認し、対応につきまして検討させていただきます。</p>	
添付資料	

⑥道路の注意書について

<神明町自治会 三輪会長>

この間、私は材木座、神明町の光明寺の側の道路について、ここは危ないですから路面シールを貼ってくださいという話を道路課にしました。この間電話したら、道路課から道路担当課に言ってあるとのことでしたが、今日回答いただければ。そういう話、聞いていますか。

<まちづくり計画部 林部長>

都市計画課の交通安全担当で、連携をとって、対応するような形になると思います。場所については、私のところではまだ確認できておりませんので、戻りまして確認をします。

《後日回答 まちづくり計画部 都市計画課》

現場確認を実施し、ご要望がありました路面シールの補修及び新設を実施いたしました。

<神明町自治会 三輪会長>

この間、幼稚園の側を補修していたので、その時にいらした道路課の人に言ったら、そういう返事をもらったわけです。この間電話したら、道路担当課に連絡してありますから、そちらから話が行くと思いますと、こういう話だったんですね。それ以上、私は確認するのは失礼だと思っていますから、部長の方で、光明寺付近のそういう話があったのかどうか、確認していただきたいんです。

<まちづくり計画部 林部長>

分かりました。

<都市整備部 森部長>

幼稚園の側の工事は承知しております。私の方で確認いたします。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-7
テーマ	防犯灯管理の自治会から鎌倉市への移管について
内容詳細	<p>材木座地域の防犯灯は現在大多数の自治会で鎌倉市管轄となっている。</p> <p>少数の自治会では、過去の市への移管可能な時期に申請しなかったことで、現在も自治会管轄となっており、新設、改造、移設など補助金が1/2、又、上限もあるため、自治会の負担が継続している。</p> <p>市への移管については現在受付不可となっているが、希望する自治会には市への移管が可能となる対応をお願いしたい。</p>
担当部課	市民防災部地域のつながり課

議題に対する回答等	
<p>市では、平成27年度に市内の防犯灯のLED化を推進するため、当時賛同を得た自治会・町内会から防犯灯を移管していただき、一斉LED化の上、維持管理を行っています。</p> <p>一方、自治・町内会等の自主防犯団体が管理する防犯灯については、防犯灯維持管理費の補助制度を設けておりますが、対応に係るマンパワーや費用の面で、地域の皆さんの負担になっていると受けとめています。</p> <p>このため、新たに自治・町内会が管理する防犯灯の移管を受け付けており、その場合は、一元的な管理を行うために、市の防犯灯LED化事業実施の際に定めた統一規格に一斉交換していただく他、財産の移管にあたって、自治・町内会での決議を経たことを示す議事録の提出をお願いしております。</p> <p>これらの要件が整った段階で、市としては、速やかに移管手続の協議を進めてまいります。灯具を市の統一規格に交換する際も補助制度を活用することが可能ですので、御相談ください。</p>	
添付資料	鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱

鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の住民組織が設置又は維持管理する防犯灯に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民組織 自治会、町内会その他これらに類する団体（公益上の必要から市長が特に認めた場合は、個人を含む。）をいう。
- (2) 防犯灯 市内の住民組織（商店会を除く。）が設置又は維持管理する街路灯（アーチを除く。）で、犯罪及び事故の防止のために終夜点灯するもの（鋼管柱等の部分を除く。）をいう。
- (3) LED型防犯灯 光源に発光ダイオードを使用し、かつ、光源と器具本体が一体となった防犯灯をいう。
- (4) 従来型防犯灯 LED型防犯灯以外の防犯灯をいう。
- (5) 防犯灯柱 防犯灯を設置するため、住民組織が設置及び維持管理する鋼管柱等をいう。

(補助の基準)

第3条 防犯灯に要する経費に対する補助は、200ワットの蛍光灯等によるものを上限として行う。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(補助金の種類及び額)

第4条 補助金の種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 維持費補助金

ア 従来型防犯灯維持費補助金 1灯当たり次に掲げる額の合算額とする。

- (ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条の規定により一般電気事業者が定める供給約款に基づく公衆街路灯の基準月における定額月額料金（総容量が200ボルトアンペアを超えるものについては、200ボルトアンペアのものに適用される料金による。以下「定額月額料金」という。）に12を乗じて得た額

(イ) 管球等の維持費として、年額800円

イ LED型防犯灯維持費補助金 定額月額料金に12を乗じて得た額

とする。

(2) 設置費補助金 防犯灯（防犯灯柱を設置する場合にあっては、防犯灯柱を含む。）の設置に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき25,000円を限度とする。

(3) 改造費補助金 1灯又は1本当たり次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 防犯灯改造費補助金 別表に定める防犯灯の改造（補修）工事を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき年間12,000円を限度とする。

イ LED型防犯灯改造費補助金 従来型防犯灯をLED型防犯灯に取り替えた場合又はLED型防犯灯の改造（補修）工事（器具の改造（補修）を行わないものを除く。）を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき年間20,000円を限度とする。

ウ 防犯灯柱取替工事費補助金 腐食等により防犯灯柱の取替工事を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1本につき年間25,000円を限度とする。

2 前項第1号の維持費補助金の交付に係る基準月は9月とし、同号に掲げる補助金の区分に応じた補助金額に同月1日現在設置されている従来型防犯灯及びLED型防犯灯の数を乗じて得た額を補助金の額とする。

（申請の手続）

第5条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 維持費補助金

次に掲げる書類を基準月により作成し、防犯灯維持費補助金交付申請書（第1号様式）に添えて11月末日までに市長に提出すること。

ア 防犯灯の維持管理に関する調書（第2号様式）

イ 防犯灯の所在を示す位置図

ウ 補助金の交付申請を行う者が防犯灯の電気料金を支出した実績を確認できる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 設置費及び改造費補助金

次に掲げる書類を添えて、防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書（第3号様式）を2月末日までに市長に提出すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、その期限後においてもこ

れを提出することができる。

ア 防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造（補修）に関する調書（第4号様式）

イ 設置又は改造（補修）工事施工業者の工事費内訳費及び支出した実績を確認できる書類の写し

ウ 設置工事を施工した防犯灯又は改造（補修）工事を施工した防犯灯若しくは防犯灯柱の所在を示す位置図

エ その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の額を決定し、速やかに防犯灯維持管理費補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）または防犯灯設置費・改造費補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還）

第7条 市長は、不正又は虚偽の申請により住民組織が補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）の定めるところによる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前に、廃止前の鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱（昭和57年8月告示第5号）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る防犯灯管理費補助金について適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月5日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る防犯灯管理費補助金について適用する。

別表（第4条）

防犯灯改造（補修）工事

照明器具取替工事	1 200ワットの蛍光灯等への取替工事 2 1以外で市長が適当と認める照度のもの（従来型防犯灯に限る。）への取替工事
自動点滅器に係る工事	自動点滅器の設置又は修繕についての工事
その他の工事	1灯につき年間5,000円以上の経費を要した工事

第1号様式（第5条）

防 犯 灯 維 持 費 補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日			
(宛先) 鎌倉市長			
団 体 名 _____			
申請者 代表者名 _____			
住 所 _鎌倉市_____			
年度防犯灯維持費補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。			
補助金交付申請額			円
内 訳	電 気 料		円
	蛍光管又は電球の取替等に係る経費 (800円×灯数) (従来型防犯灯のみ補助対象；㉓×800円)		円
管理防犯灯数㉑	灯	うちLED型数㉒	灯
		従来型防犯灯数㉓ (㉑ - ㉒)	灯
補助金については、口座振替の方法により、下記の口座に振り込んで下さい。			
銀 行 名			支 店 名
口座の種類			口座番号
口座名義 (カタカナ)			
添付書類 1 防犯灯の維持管理に関する調査 2 電気料金集約分内訳書（9月分）の写し 3 防犯灯の所在を示す位置図 (注) LED型防犯灯とは、光源に発光ダイオードを使用し、かつ、光源と器具本体が一体となった防犯灯をいう。			

第2号様式(第5条)

防犯灯の維持管理に関する調書

当団体が維持管理する防犯灯は次のとおりです。			
※灯数は9月1日現在設置されている数を記載			
ワット数	1灯当たりの電気料(年額) (消費税額等を含む)	灯数	合計 (1灯当たりの電気料年額×灯数)
10Wまで	円	灯	円
20Wまで	円	灯	円
40Wまで	円	灯	円
60Wまで	円	灯	円
100Wまで	円	灯	円
200Wまで	円	灯	円
200Wを超えるもの	円	灯	円
合 計		(a) 灯	(A) 円
上記のうちLED型防犯灯の灯数		(b) 灯	(a-b) 灯
電球の取替等に係る経費(LED型防犯灯は対象外) 800円×(a-b)			(C) 円
合 計		(A+C)	円

※1灯当たりの電気料の年額は 年9月の定額月額料金×12カ月で算出

団体名		
代表者	氏名	
	住所	
	電話番号	
調書についての 問い合わせ先	氏名	
	電話番号	()

第3号様式（第5条）

防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
団 体 名	
申請者	代表者名
住 所	
年度防犯灯設置費・改造費補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。	
補助金交付申請額	
	円
設置	従来型
(新設)	LED型
改造	器具取替工事(従来型)
	器具取替・補修工事(LED型)
	自動点滅器に係る工事
	その他の工事
	柱の取替工事
補助金については、口座振替の方法により、下記の口座に振り込んでください。	
銀行名	支店名
口座の種類	口座番号
フリガナ 口座名義	
添付書類	
<ol style="list-style-type: none"> 1 防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造（補修）に関する調書 2 工事費内訳書（見積書等）及び支出した実績を確認できる書類の写し 3 設置工事を施工した防犯灯又は改造（補修）工事を施工した防犯灯若しくは防犯灯柱の所在を示す位置図 	

第4号様式(第5条)

防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造(補修)に関する調書
(単位:円)

番号	工事場所 (住所)	完了日 (領収書 の日付)	工事種別	工事費	補助金申請額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計					
団体名				調書についての問合せ先	
代表者氏名					
住所				氏名	
電話				電話	

第5号様式(第6条)

防犯灯維持管理費補助金交付(不交付)決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様 鎌倉市長 印	
年 月 日に申請がありました防犯灯維持管理費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません (理由)
補助対象事業名	防犯灯維持管理費補助
交付予定額	円
交付条件	

第6号様式(第6条)

防犯灯設置費・改造費補助金交付(不交付)決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様 鎌倉市長 印	
年 月 日に申請がありました防犯灯設置費・改造費補助費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません (理由)
補助対象事業名	防犯灯設置費・改造費補助
交付予定額	円
交付条件	

⑦防犯灯管理の自治会から鎌倉市の移管について

<仲島町自治会 鈴木会長>

防犯灯の移管を今も受け付けていただいているというのは、いつからでしょうか。前に伺ったときは、やっておりますというお答えが窓口のお答えだったのですが、そういう手続ができるという状態になっているという理解でよろしいでしょうか。最近の話ですか。

<事務局>

防犯灯の移管については、平成27年の一斉LED化に伴ってご案内をさせていただきました。そのタイミングでは間に合わないですとか色々な事情があって、町内会で管理しますよというところが一部残っています。それ以降、例えば、新設した後の灯りの部分の移管の手続も行ってあります。ご相談いただいたときに移管の受付をやっていませんという話をされたというところを今初めてお伺いをしましたが、防犯灯の移管は以前から市で受け付けておりますので、随時ご相談をいただければ、お話を伺いしながら移管の手続を進めていきたいと思っております。今後ぜひご相談いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<仲島町自治会 鈴木会長>

今のお話で、そういう道があるということですので、改めて窓口で伺いたいと思っておりますけれども、自治会としての一番の問題点というのは、経済的な方なんです。移管してもポールは自治会の財産になっていて、改造・移設に関しては、まだ自治会の負担になっていると。そもそも安心安全のための防犯灯ですから、基本的には行政のほうで管轄されるのが一番いいのかなと思います。ただ管理に関しては、住民から頻りに色々ありますから、移管に関わらず自治会が関わっていくということは必要だと思うんですね。ただ、改造費などの経済的な負担がまだまだ自治会にかかっていますので、そこをぜひ改善していただければと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-8
テーマ	小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を
内容詳細	<p>小坪トンネルの補修工事は逗子市管理で3月までに終了した。しかし、同一トンネルで残りの鎌倉市側の工事は行われておらず、補修工事が一部部分だけで終了しているのでは、トンネル全体の安全にはつながらない。</p> <p>トンネル全体の補修が終了しなければトンネルの安全性が保障されないので、残りの鎌倉市側の工事を早急に進めて欲しい。</p>
担当部課	都市整備部道路課

議題に対する回答等	
<p>小坪トンネルの鎌倉市側については、土地所有者との調整が整い、令和3年9月議会で道路認定され、令和4年度に法定点検を実施し、その結果によって修繕工事の必要性について判断したいと考えております。なお、小坪トンネルの工事を行う場合は、隧道内は通行止めの必要が生じることが想定されるため、教育委員会が実施予定である第一中学校の斜面の安全対策工事と実施時期について調整してまいります。</p>	
添付資料	

⑧小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を

<神明町自治会 三輪会長>

一つ不可解に思うのは、このトンネルというのは一体ですよ。どちらが鎌倉市側、逗子市側なんて、民間の人は一切分からないわけです。逗子市側の工事が始まったときに、鎌倉市のほうは何かやるんですかと聞いたら、鎌倉市のほうは予算がないからできませんという話だったんです。こういうトンネルを工事するのであれば、大きいトンネルではないわけですから、どちらがやるにしても、鎌倉市と逗子市で調整を取って、いつまでに終わらましょと、これが普通の考え方ではないでしょうか。

民間企業では考えられないですよ。逗子市側はもう終わっていますから、逗子市が工事したところはきれいになっています。天井から壁まできれいになっています。鎌倉側は壁がやや崩れかかっているところから中が見えるわけです。天井も汚くなっています。トンネルの工事ですから、一体となってやるのが当たり前だと私は思います。何で最初に調整しないのかということです。これは調整できなかったのですか。

<松尾市長>

おっしゃることはごもっともだと思います。決して、お金がないからやらなかったということではございません。先ほどご説明させていただいたように、逗子のほうは緊急性があるということで、すぐに工事をしたいということです。鎌倉市としてはそういう認識を持っているところではございませんでしたので、逗子市から話があったところで、調整を始めました。過去からの経過等々も含めて、鎌倉市でやるということが必要だと確認をしまして、そこから鎌倉市の方で工事ができるように調整に入ったので、少し時間がかかっているというところを、申し訳ございませんけれども、ご理解いただければと思います。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子市側が危険性があると見たわけでしょう。トンネル一体の危険性があるということじゃないですか。逗子市側だろうが、鎌倉市側だろうが、要するに、小坪トンネル一体が老朽化していて、危険性があるということじゃないんですか。何故最初の段階で、費用の面とか実施時期の面とか、一緒にやろうということにならないのかなと。そうでなきゃ、工事が半分終わったって、小坪トンネル工事終わったって言えないじゃないですか。ここ半分までは安全、ここから先は危ないよと、こういうことでしょうか。こういうのは誰がどうやって決めるんでしょうか。市長が指示を出せば、それで終わりじゃないんですか。

<松尾市長>

この件については、過去からの経過も一つございます。言い訳のようになってしまいますけれども、昭和47年か、49年頃に災害復旧工事を。

<神明町自治会 三輪会長>

きっと理由はたくさんあって、市長も言われたことがあるのだと思いますけれども、私は、それは内部だけの問題であって、やる時は一体でやるべきだと思います。市長が決断して、これは一緒にやろうと。あるいは逗子の工事ちょっと遅らせてくれと。行政間で調整もしないで勝手にやっていいのかと。これが一

つです。今後の予定については、一中坂との関係で時期をずらして実施するというのは賛成なのですが、一中坂は令和5年予定とのことで、小坪のトンネルの方はいつ頃やられるのでしょうか。

<都市整備部 森部長>

一中坂は、山の崖の保安林の解除の手続を今年行っております。令和5年度から7年度にかけて、防災工事を行います。小坪隧道に関しましては、先ほど市長が申し上げましたように、今年、鎌倉市側、市境の方を点検します。逗子市はそちら側は点検していませんから、危ないかどうかまだ分からないという状況です。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子市は点検していないの。

<都市整備部 森部長>

小坪隧道につきましては、逗子市分しか逗子市は点検していないので、危険かどうかはこれからの判断になります。

<神明町自治会 三輪会長>

鎌倉側でしょう。

<都市整備部 森部長>

そうです。今会長がおっしゃったように、鎌倉側が危険かどうかこれから点検をいたします。令和6年度、それを元に設計をしまして、現在、第一中学校とあわせますと、令和8年度に、順調に行けば工事に着手できると考えています。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子はもう終わって、半分きれいになっているんですよ。それをそのまましばらく放っておくと。もちろん点検とか手続はあると思いますが、放っておくということですか。

<都市整備部 森部長>

逗子市は、もともと逗子の道路ですから、法律上、昨年度までに工事をやる必要がありました。だから待ってもらえなかった。一方、鎌倉市は、鎌倉市の道路になったのは昨年9月議会（10月1日議決）ですから、これから順次手続をしてまいります。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子市が令和2年度中にやらなければならないと分かっていたのであれば、何で鎌倉市と一緒に足を揃えてやろうという発想が起きなかったんですか。

<都市整備部 森部長>

そのために、鎌倉市の道路ではなかったものですから、鎌倉市の道路になるように手続きをするというお話し合いをまず土地の所有者としました。

<神明町自治会 三輪会長>

当然、工事を始めようと思えば、そういうことがいろいろ必要になるのは分かっているわけですよ。だから、何で前もってそういうことを逗子市と相談してやっておかなかったんですか。

<都市整備部 森部長>

平成 24 年に逗子市から相談を受けて、そこから動いているところです。

<神明町自治会 三輪会長>

平成 24 年から計画していて、いつまでにやるということを決めていないんですか。逗子がこの期間にやるから、鎌倉市もいつまでにやると、そのためにはこういう手続が必要になるという予定表を作っていればいいじゃないですか。プロジェクトなんだから。普通はそういう仕事のやり方をするんじゃないですか。今回、非常に不可解なんですよ。何でこんなことになったのか。以上です。もうやめます。

その他

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

一つ、市の広報のことでお願いがあるのですが、最近、紙面を見ていますと、非常に片仮名用語が多いんです。県の議会かながわを見ますと、丁寧に、ページを追うごとに用語解説というのがあるんですよ。極端に言えば、1ページの3分の1ぐらい用語解説にとっている。鎌倉市はそれがなくて、本でも読んで理解しろということかもしれないんですけども、とてもじゃないけど、使っている言葉が意味が分からないということがあります。

すぐにとというのは無理でしょうけれども、片仮名用語というのはきちんと説明しておいたほうがいい。市長が言われる、共生社会を目指そうということであれば、情報を共有化する、その情報について正しく理解することが必要じゃないですか。とても理解できないような用語が、多々見受けられます。

例えば、市の広報で、スマートシティという言葉が出てきますよね。確かに、スマホのLINEで見れば、スマートシティはどうだという形で解説がありますけれど、広報からLINEを見てということは普通しないと思うんですよ。だから、多少記事は割愛されるかもしれませんが、みんなが読んで分かるように、広報というのはそういうものでしょう。理解してもらうためのものなんだから、ぜひ、編集については検討していただきたいということを要望しておきます。

<松尾市長>

かしこまりました。ありがとうございます。

<上河原自治会 足立会長>

庭木の道路上への張り出しなんですけど、この間、うちの自治会でもあったんですが、もう住んでおられないお宅が結構あるんですよ。そうすると、さっきの話のように、そこへ行ってお願いするとかができなくて、実際にそれが誰の持ち物になっているのかも分からないんですけども、そういうときは、市のほうにお尋ねしたら分かるようになるんでしょうか。

<都市整備部 森部長>

土地の所有者が分からない件につきましては、道水路管理課で土地の所有者を調べます。また、空き家につきましても、都市整備部総務課が空き家関係を担っておりますので、空き家の所有者等を私どもで調べることができます。ただ、誰が所有者であるかは個人情報のためお教えできないので、空き家なら空き家の管理者、土地なら土地の所有者の方に、私どもの方から声をかけるようにいたします。

<東水会自治会 菅野会長>

私の自治会も一軒空き家があって、家の中に草が生えていて結構大変なんですけれども、持ち主は分かったので聞いてみたんですね。近所に住んでいらっしやったので。そうしたら、やっぱり税金なんですよ。上物があると税金が安くなるので、もうボロボロなんだけど残しておいて、そこを倉庫代わりにする。こんな無駄な使い方はないかと、個人的には実は思っています。周りの人は、山が近いので、ネズミが出るだとかムカ

デがうようよいたとか、草ぼうぼうで物騒だとかということになるわけですね、人が住んでいないと。だったら空き家にしないで、更地にすればいいんじゃないかという、更地にしたら税金がかかるということらしいんです。であれば、公共目的で更地にするんだったら、税金を農地並にしてあげるとか、そういうようなことはできないんでしょうかというのを、ずっと問題提起しております。

どういうことかという、住宅地の中に家の一区画だけでもちょっとした農地があったら、そこを交流の場にできるんじゃないかと。空き地空き家として放っておくと、もうただ単にひんしゆくだけなんですけれども、税法を変えることによって、別の利用の仕方を促すんですね。税金が安くなりますので、更地にしてくださいと、その代わりに、地域の人たちの農園とか菜園とか、別にそれでなくてもいいんですけれど、みんながそこに集まれるような仕組みをそこに置いてあげたならば、周りの人も嬉しい、土地の所有者も節税になりますという形でもってコミュニティをつくることができます。

さっきも言った社会福祉や何かの観点でも、近所の人同士顔がつながる、何か困ったことがあったら、そこに行けばもしかしたらチャンスがあるんじゃないかみたいな場所が、鎌倉市の至るところにつくれるんじゃないかと思っています。東水会の中で一つ、お隣の松葉町内会にも一つ空き家があります。ということは、鎌倉市の中には多分、何十軒とか、場合によっては数百軒近くの空き家があるんじゃないかと思ったときに、そういうところを地域の人たちが集まる場として使えれば、これは結構、みんな喜ぶのではないかなと思っています。

ただ、法律面とか、そういうのは私は全然素人なので。それもさっき言ったようなワーキンググループみたいなものがあれば、そういう場でお話して、専門の方々にもそこに入っていていただいて、私の素人考えをぶつけながらも、だけどみんなが満足する、みんなが問題を解決して、価値を感じてもらえるようにするためにはどうすればいいのかというのを、市役所の人と自治会の人との知恵を持ち寄って解決できるんじゃないかなと思っているので、そういう意味でもワーキンググループをやってほしいと申し上げているんですね。

空き家問題というのは日本全体の問題で、それができたら、鎌倉発のモデルとして他の市町村に輸出することもできるかもしれません。突飛な考えかもしれませんが、あえて突飛なところから入ることによって解決策というのはできていくと思うので、やりたいなと思っています。

<大町四丁目自治会 中村会長>

昔なのですが、近所の方で、建物を壊しただけで税率が6倍とかおっしゃっていました。だから、建物をあえて残しておくんだと。更地にするというのはぜいたく、遊んでいる土地というんですか。そんなので、6倍とか何かと聞いたことがありますね。そのために、もうぼろぼろになろうが無理矢理に建物を残している、そういう人も結構いるみたいです。

<東水会自治会 菅野会長>

問題解決をするときに、どこにいくべきかということを考えてやらないと、今あるところで立ち往生してしまっただけで進まなくなってしまうんですね。

先ほどのトンネルの問題もそうだと思います。トンネルどうなんですかって三輪会長がおっしゃっていたのは、片方、逗子側が完成しているということは、逗子が問題があると思っているから、トンネルに手をつけているわけですね。鎌倉市としては、鎌倉市の道路になったのが時間的にずれているから、まだ手をつけられ

ないんです。それは分かりますよ。

であれば、工事していない範囲が安全なのかどうかの確認はすぐにやるべきだと思うんです。当面使っているですよというようなメッセージを鎌倉市がちゃんと出せば、そのままでも、見てくれはよくないですけども、安心して使えるんだから。時間がかかって5年後位まで手をつけられないのであれば、手をつけられない5年間は今のままでも大丈夫ですって言ってもらえれば、我々は安心してあそこを使うわけですけど、逗子の考え方だけを聞いてしまうと、いつ崩れるか分からないって話ですよ。

その状況で、手順が何とかというのは、私は違うなと思うんですよ。是が非でもすぐ工事してくださいなんて言うつもりは、全然ないんです。けれども、市民が安心して通るために、調査をした上で市から大丈夫ですと言ってもらうこと、これは市のお仕事なんじゃないかと思います。

<松尾市長>

1点だけ、私の先ほどの言葉が足りなかったかもしれません。小坪トンネルの件につきましては、安全か危険か、それを確認する必要があると思っていまして、今年度、それをやっておりますので、その結果、きちんとどうだったということをご報告させていただきます。

少し先走って、工事をする必要があるだろうなというところを申し上げましたけれど、まずそれを今年度確認すると。これを確認するために、昨年、市議会で道路認定の議決をいただいたという手順を踏んで進めておりますので、そこはご理解をいただければと思っております。